

# 公取近畿だより



令和2年4・5・6月合併号(第129号)

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 (Tel 06-6941-2173)

[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kinki/index.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html)

## 今月のトピックス

### 近畿地区における新型コロナウイルスの影響等に係る情報収集及び意見聴取への協力をお願い

当事務所では、当委員会が担う競争政策の観点から、感染症による管内の経済活動への具体的影響、感染拡大に伴って生じた取引上の問題の有無及びその内容等を把握するため、管内の有識者等から情報収集や意見聴取を行っています。

既に、独占禁止政策協力委員や下請取引等改善協力委員の皆様には、情報提供等をお願いしたところですが、今後、社会情勢をみながら、管内の経済団体や消費者団体などの皆様にも、有識者懇談会の開催（別添参照）、情報提供等をお願いしたいと考えていますので、御理解・御協力を賜れば幸いです。

なお、本件に係る情報や御意見のほか、有識者懇談会の開催の御要望等は、電話（総務課直通：06-6941-2173）又は電子メール（[kinkisoumu@jftc.go.jp](mailto:kinkisoumu@jftc.go.jp)）でも受け付けていますので、御利用ください（担当：田部，岩淵）。

公正取引委員会の動き（報道発表）

（令和2年3月1日～令和2年5月31日）

番号	月日	発表資料名	
1	3月4日	鹿児島経済同友会との懇談会の開催について	九州事務所
2	3月5日	長崎県島原市における有識者との懇談会の開催について	九州事務所
3	3月5日	カルバン錠の販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について	審査局第二審査上席
4	3月6日	ふるさと和漢堂株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について	消費者庁
5	3月10日	楽天株式会社に対する緊急停止命令の申立ての取下げについて	審査局第二審査
6	3月10日	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について	企業取引課
7	3月12日	日本メジフィジックス株式会社から申請があった確約計画の認定について	審査局第二審査上席
8	3月17日	株式会社あすなろわかさに対する景品表示法に基づく措置命令について	消費者庁
9	3月18日	飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査について	取引調査室
10	3月19日	株式会社サンクゼールに対する勧告について	取引調査室
11	3月19日	韓国造船海洋株式会社による大宇造船海洋株式会社の株式取得に関する報告等の要請（第2次審査の開始）及び第三者からの意見聴取について	企業結合課
12	3月27日	ダイレックス株式会社に対する審決について（優越的地位の濫用事件）	官房総務課
13	3月30日	株式会社ファミリーマート及び山崎製パン株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について	消費者庁
14	4月2日	独占禁止法改正法の施行に伴い整備する公正取引委員会規則案等に対する意見募集について	管理企画課企画室
15	4月10日	株式会社リーガルコーポレーションに対する勧告について	取引調査室
16	4月21日	フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について	調整課
17	4月28日	新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応について	官房総務課

番号	月 日	発 表 資 料 名	
18	4月28日	デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(中間報告)	デジタル市場企画調査室
19	5月1日	令和2年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の一般公募について	企業取引課
20	5月11日	独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見(平成31年度・令和元年度)について	官房総務課
21	5月20日	DIC株式会社によるBASF カラー&エフェクトジャパン株式会社の株式取得に関する報告等の要請(第2次審査の開始)及び第三者からの意見聴取について	企業結合課
22	5月27日	令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組	下請取引調査室

※ 報道発表の内容については、下記リンク先からご覧ください。

リンク先 → 3月 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/index.html>  
4月 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/index.html>  
5月 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/may/index.html>

# 各都市における有識者と公正取引委員会との懇談会の開催について

公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所

## 1 趣旨

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の経済団体との懇談会を開催しております。

## 2 懇談会の概要

### (1) 開催方法

各地域の経済団体をお願いして会員との懇談の場を設けていただき（常設の役員会、理事会等の前後の開催で結構です。）、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所の幹部職員から公正取引委員会の最近の活動状況等について説明した後、懇談を行います。

なお、会場借上げ等の費用が発生する場合は公正取引委員会が負担いたします。

### (2) 所要時間

所要時間は、30分から1時間程度（時間については、適宜、御相談に応じます。）

### (3) 議 事

ア 公正取引委員会から最近の活動状況等について説明（独占禁止法、下請法、消費税転嫁対策特別措置法の運用等）

イ 懇談（公正取引委員会に対する質問・意見・要望等）

## 3 経済団体に御協力をお願いしたい事項

(1) 役員会、理事会等の会合等の機会を利用した懇談会の設定

(2) 懇談会場の設営

## 4 その他

可能であれば、懇談会の実施について報道発表（取材可）させていただきます。

## 5 最近の懇談会開催状況

年度	経済団体
平成29年度	武生（福井）、城陽（京都）、高槻・北大阪・吹田・豊中（大阪）、尼崎（兵庫）、奈良の商工会議所。栗東（滋賀）の商工会。福井と大阪の中小企業団体中央会。京都・大阪の各種業界団体等
平成30年度	和歌山の商工会議所。滋賀・大阪の中小企業団体中央会。京都・兵庫の中小企業家同友会。京都・大阪・兵庫の各種業界団体等
元年度	亀岡・京都（京都）、大阪・東大阪（大阪）、橿原（奈良）の商工会議所。福井・大阪の中小企業団体中央会。福井・京都・兵庫・奈良の中小企業家同友会。大阪・奈良の各種業界団体等

# 有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の各種経済団体の役員等との懇談会を開催しております。

## ◆ 懇談会の開催方法…



幹部クラスの職員を説明者として派遣し、公正取引委員会の最近の活動状況等について説明を行い、その後、有識者の方々から御意見・御要望等を伺い、懇談を行うものです。

所要時間は、30分から1時間程度です（御要望に応じます。）。

- ☆ 会場費用が発生する場合は公正取引委員会が負担します。
- ☆ 交通費を御負担いただく必要はありません。

## ◆ 最近（平成30・令和元年度）の主な独占禁止法違反事件

違反行為	違反行為の概要等
談合（受注調整）	JR 東海が発注するリニア中央新幹線建設工事の受注調整（刑事告発）
カルテル	近畿地区の百貨店業者による優待ギフト送料のカルテル
不正な取引方法	育児用品の販売業者によるベビーカー等の再販売価格の拘束

## ◆ 最近（平成30・令和元年度）の主な下請法違反事件

（近畿地区に所在する親事業者を対象とした勧告・公表事件：1件）

違反行為	違反行為の概要等
下請代金の減額	プラスチック製品の製造業者による下請代金の減額

## ◆ 最近（平成30・令和元年度）の主な消費税転嫁対策拒否事件

（近畿地区に所在する特定事業者を対象とした指導事例）

違反行為	違反行為の概要等
減額	教材・印刷物の制作者による消費税率の引上げ相当分の減額
買いたたき	建設業者による委託代金の据置き

## ◆ 最近（平成30・令和元年度）の主な景品表示法違反事件

（近畿地区に所在する事業者を対象とした措置命令事件：4件）

違反行為	違反行為の概要等
優良誤認	ドラッグストアによる健康食品の痩身効果に係る不当表示
	からあげ専門店による鶏の唐揚げ等の原材料に係る不当表示
有利誤認	通信販売業者によるおせち料理の不当な二重価格表示
	スーパーマーケットによるパンの不当な二重価格表示

## ◆ 最近（平成29～令和元年度）の開催状況

29年度	武生（福井）、城陽（京都）、高槻・北大阪・吹田・豊中（大阪）、尼崎（兵庫）、奈良の商工会議所。栗東（滋賀）の商工会。福井と大阪の中小企業団体中央会。京都・大阪の各種業界団体等
30年度	和歌山の商工会議所。滋賀・大阪の中小企業団体中央会。京都・兵庫の中小企業家同友会。京都・大阪・兵庫の各種業界団体等
元年度	亀岡・京都（京都）、大阪・東大阪（大阪）、橿原（奈良）の商工会議所。福井・大阪の中小企業団体中央会。福井・京都・兵庫・奈良の中小企業家同友会。大阪・奈良の各種業界団体等

## ○ 近畿中国四国事務所からのお知らせ

### 1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



#### 【お問い合わせ先】

総務課 田部（たべ）、岩淵（いわぶち）  
電話：06-6941-2173  
メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

### 2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、令和元年度以降に実施される経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

#### 【お問い合わせ先】

総務課 堤（つみ）  
電話：06-6941-2174

### 3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。

- ※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。
- ※ 教育支援のページはこちら→[https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo\\_2/dokkin/index.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html)

#### 【お問い合わせ先】

総務課 前川（まがわ）、田部（たべ）  
電話：06-6941-2173  
メール：kinkisoumu@jftc.go.jp



#### 4 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法、消費税転嫁対策特別措置法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うもので、平成30年度は、近畿地区において、この移動相談会を4府県8か所で開催しました。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。

##### 【お問い合わせ先】

##### ●優越的地位の濫用規制・下請法関係

下請課 奥居（オキ）

電話：06-6941-2176

##### ●消費税転嫁対策特別措置法関係

消費税転嫁対策調査室 中谷（ナカニ）

電話：06-6941-2205

#### 5 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

##### 【お問い合わせ先】

##### ●独占禁止法関係 総務課 堤（ツミ）

電話：06-6941-2173

##### ●下請法関係 下請課 奥居（オキ）

電話：06-6941-2176

##### ●消費税特別措置法関係

消費税転嫁対策調査室 中谷（ナカニ）

電話：06-6941-2205

#### 6 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

##### 【お問い合わせ先】

取引課 井上（イノウエ）、吉岡（ヨシカ）

電話：06-6941-2175

## ○ 公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為を禁止するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための特別措置を定めた法律です。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）

06-6941-2206（消費税転嫁対策調査室）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっきん」

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反被疑事実についての申告	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課
⑬ 消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付	消費税転嫁対策調査室
⑭ 消費税転嫁・表示カルテルの届出	消費税転嫁対策調査室



## ○ 公正取引委員会メールマガジン・SNS等

公正取引委員会では、公正取引委員会の活動状況に関する情報を積極的に御提供させていただくために、毎週1回、「公正取引委員会メールマガジン」を配信させていただいております。御希望の方は、公正取引委員会ホームページの「報道発表・広報活動」に設けてあります公正取引委員会メールマガジンより御登録をお願いします。<https://www.jftc.go.jp/houdou/merumaga/index.html>

公正取引委員会では、以下のソーシャルメディア（Twitter, Facebook 及び YouTube）による情報発信もしております。

Twitter

アカウント名：公正取引委員会 (@jftc)

Facebook

アカウント名：公正取引委員会 (JapanFTC)

YouTube

アカウント名：公正取引委員会チャンネル (JFTCchannel)

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課 田部（タベ）

●電話 06-6941-2173

●メール：kinkisoumu@jftc.go.jp